

第25回参議院議員通常選挙



投票日

7月21日

投票時間

7時～19時

問い合わせ 市選挙管理委員会事務局 ☎27-8462

7月21日に第25回参議院議員通常選挙が行われます。政党、候補者の政見などを見極め、私たちの意見をしっかりと投票に反映させましょう。
また、安易に棄権したり他人に惑わされたりせず、自分の意思で投票しましょう。

投票できる人

次の基準をいずれも満たす人が対象です。

●平成13年7月22日以前に生まれた人

●平成31年4月3日までに釜石市に住民登録をしており、その後も引き続き釜石市内に住み、釜石市の選挙人名簿に載っている人

将来を担う若い世代の声をこれまで以上に政治に取り入れるため、前回の参議院議員通常選挙から選挙権年齢が18歳以上に引き下げられています。

市内で転居した人

選挙人名簿は、住民票上の住所で作成されます。復興住宅などに転居した場合でも、市に届け出をしていない人は、住民票上の住所のある投票所で投票することになりますのでご注意ください。
市内における転居の場合、6月18

日までに届け出をした人は転居先の投票所で投票できますが、6月19日以降に届け出をした人は、転居前の投票所で投票することになりますのでご注意ください。

転出した人

3月21日以降に釜石市から他市町村へ転出した人は、転出先の選挙人名簿に登録されていれば、転出先での投票になります。転出先の選挙人名簿に登録が無ければ、原則として釜石市での投票になります。

転入した人

4月4日以降に釜石市に住民登録をした人は、転入前の住所地の市町村などで投票することになります。ただし、投票用紙を取り寄せて釜石市で不在者投票ができる場合があります。

入場券

入場券の発送は、7月5日を予定しています。入場券を紛失した場合など、入場券を持たずに投票所に来

ても、本人と確認できれば投票することができまので、投票所係員に申し出てください。

投票所

投票所は、平成29年10月に執行された衆議院議員総選挙などと基本的に同じ場所ですが、次の投票所は変更になります。投票所は入場券に記載されていますが、該当する人はご注意ください。

片岸町第10地割にお住いの人は、新しい投票所になりますので、ご注意ください。

また、変更後の投票所の位置は、4ページをご覧ください。

◆第1投票区(東前町・浜町・新浜町および魚河岸)

変更後 東前集会所

◆第10投票区(大字平田第7～9地割)

変更前 東前町内会仮設集会所

変更後 尾崎白浜集会所

変更前 釜石湾漁協白浜浦支店コ

ミュニティ番屋

◆第19投票区(両石町)

変更後 県営両石アパート1階集

会室

◆第20投票区(箱崎町第5～13地割)

変更前 女遊部集会所

変更後 箱崎集会所
変更前 釜石東部漁業協同組合
◆第23投票区(片岸町第1～9地割)
変更後 片岸集会所
変更前 片岸町内会仮設集会所
◆第40投票区(片岸町第10地割)
新設 室浜集会所

投票の仕方

始めに岩手県選出議員選挙、次に比例代表選出議員選挙の順に投票します。

・岩手県選出議員選挙は、候補者の

当日、投票所で投票ができない人は

氏名を書いて投票します。
・比例代表選出議員選挙は、候補者の氏名、または政党、政治団体の名称を書いて投票します。

期日前投票

投票日当日に、仕事や投票区域外に旅行、冠婚葬祭などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。あらかじめ入場券裏面の「宣誓書」に必要事項を記入してからお越しください。

期日前投票所は3カ所です。開設期間が投票所ごとに異なりますので、ご注意ください。

不在者投票

指定された病院や施設に入院または入所中の入所者、出張、転出などにより釜石市にいない人は「不在者投票」ができます。市外で不在者投票をする場合は、郵送でのやり取りが複数回になり、日数がかかりますので早めに手続きしてください。

郵便投票

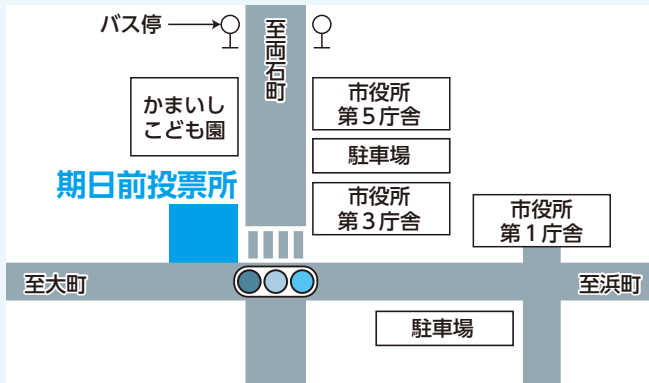
身体に重度の障がいがある人(障がいの種類、程度により制限があり

開票

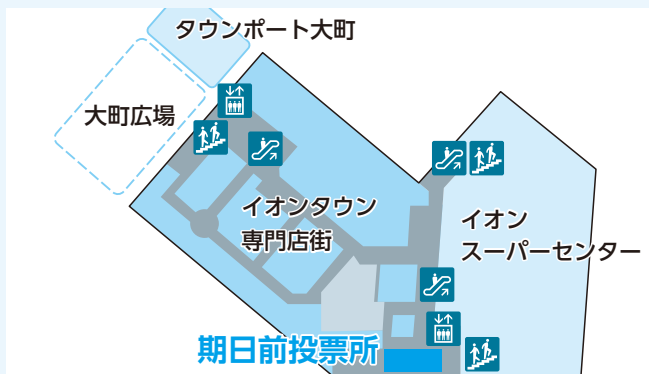
開票は、7月21日(日)20時15分から釜石高校体育館で行います。また、投票状況は市のホームページでお知らせします。

期日前投票所

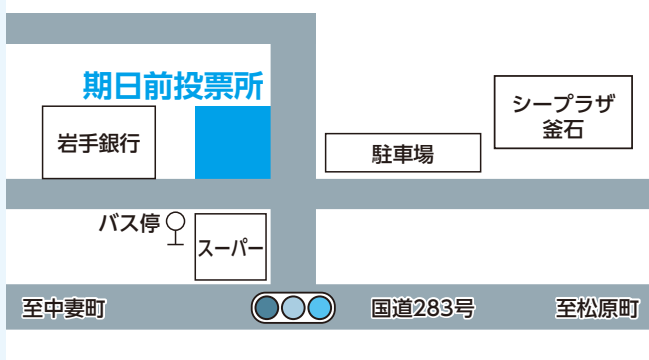
1 市役所第4庁舎1階
選挙管理委員会事務局(天神町3-8)
設置期間: 7月5日(金)～20日(土)
8時30分～20時



2 イオンタウン釜石2階
イオンタウンホール(港町2-1-1)
設置期間: 7月14日(日)～16日(火)
9時～20時
※開始時刻に注意してください



3 市教育センター5階
岩手大学釜石教室(鈴子町15-2)
設置期間: 7月17日(水)、18日(木)
8時30分～20時



※市役所、市教育センターは、駐車台数に限りがありますので、公共交通機関などの利用にご協力をお願いします

住宅などの助成事業や耐震診断をご利用ください

市は、住宅関係の助成事業や耐震診断を行っています。希望する人は、契約や工事を行う前に手続きが必要です。ので、あらかじめ市都市計画課にご相談ください。

1 安全安心リフォーム工事助成事業

次のリフォーム工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象住宅	申請者が床面積の2分の1以上を所有する住宅（併用住宅の場合は住居部分）
対象工事	次の全ての要件を満たすリフォーム工事 ・床の段差解消・手すり設置（1室以上） ・家具などの転倒防止器具を2カ所以上設置 ・住宅の修繕、補修、模様替えなどの住宅の機能維持や、機能向上のための改築、増築のリフォーム工事
補助額	工事費用の3分の2（上限20万円）
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を置く法人
募集件数	10件
募集期限	9月30日(月)（先着順）

2 がけ地近接等危険住宅移転事業

危険住宅の移転を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象者	「危険住宅」の移転を行う人
※「危険住宅」とは、次のいずれかに該当する区域内に存在する、法律や条例などに適合しない住宅 イ 災害危険区域 ロ 建築制限区域 ハ 土砂災害特別警戒区域	
対象費用	①危険住宅の除却工事（撤去費・動産移転費・跡地整備費など）に要する費用 ②危険住宅に代わる住宅の建設や購入に要する資金を、金融機関などから借り入れた場合の当該借入金利子の支払に要する費用（これに必要な土地の取得を含む）
補助額	①除却工事などに要する費用の額（上限80万2,000円） ②建設や購入などに係る当該借入金利子に相当する額（予算の範囲内）
募集件数	除却1件、建設・購入1件
募集期限	9月30日(月)（先着順）

3 木造住宅耐震診断等事業

耐震診断士による木造住宅の耐震診断を行います。

対象住宅	次の全てに該当する住宅 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅（持家・貸家を問いません） ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・過去にこの制度による耐震診断を受けていないこと
耐震診断の額	3,000円 (条件により無料になる場合があります)
その他	・家具などの転倒防止器具の取り付けを、3カ所まで無料で実施（取り付け・器具代含む）
募集件数	5件
募集期限	9月30日(月)（先着順）

4 木造住宅耐震補強工事助成事業

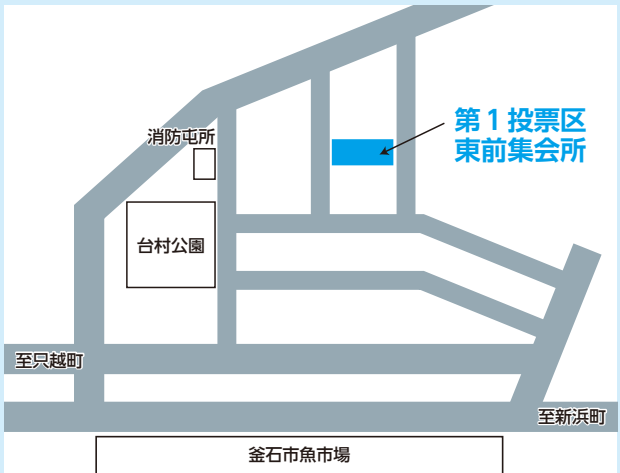
木造住宅やブロック塀などの耐震補強工事を行う場合、その費用の一部を補助します。

対象建築物	次の全てに該当する建築物 ・昭和56年5月31日以前に着工した戸建て住宅（持家・貸家を問いません） ・在来軸組構法、伝統構法による木造平家建てまたは木造2階建て住宅 ・2分の1以上が住宅の用途 ・（一財）日本建築防災協会が定めた判定基準で、総合評価が1.0未満と判定された建築物を、1.0以上に耐震補強するもの
対象築造物	次の全てに該当する築造物 ・道路や避難道路沿いに建つ住宅に付随する、危険なブロック塀や擁壁などのうち、道路に面する部分 ・建築基準法などで定める基準以上で耐震補強を実施するもの、撤去するもの、または生垣に造り替えるもの
対象者	次の全てに該当する人 ・市税その他市に対する債務を滞納していないこと ・過去にこの制度による補助を受けていないこと
対象費用	耐震改修計画作成や耐震改修に要した経費
補助額	次のどちらかに限る ・対象建築物 経費の2分の1以内の額（上限75万円） ※建築物と築造物を同時に工事する場合も上記と同様の額 ・対象築造物 経費の2分の1以内の額（上限20万円）
施工者条件	県内に住所を持つ個人事業者や県内に本店を有する法人
募集件数	2件（予算の範囲内）
募集期限	9月30日(月)（先着順）

変更・新設された投票所

第1投票区

東前集会所
(東前町6-13)



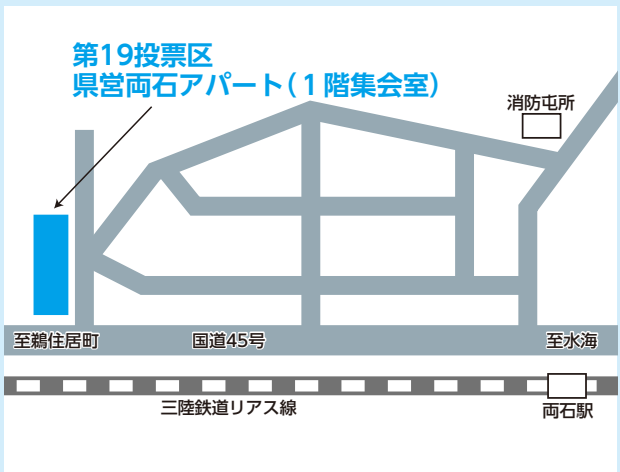
第10投票区

尾崎白浜集会所
(大字平田7-96-2)



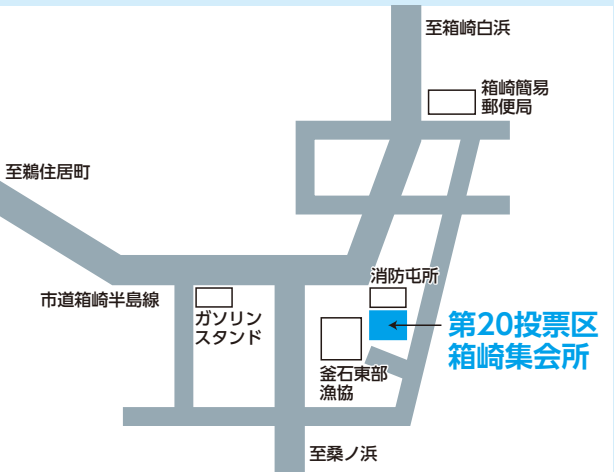
第19投票区

県営両石アパート1階集会所
(両石町2-58-10)



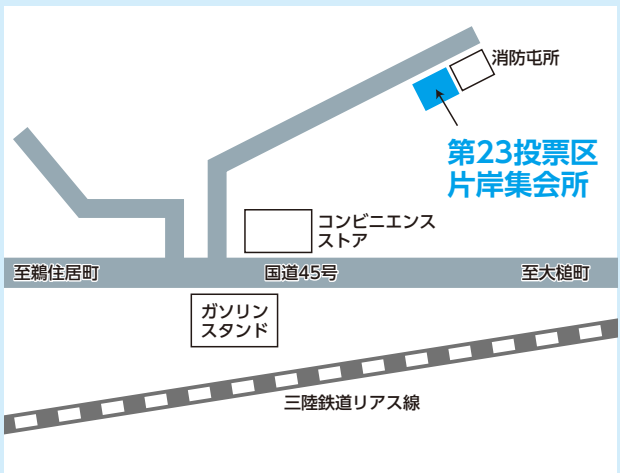
第20投票区

箱崎集会所
(箱崎町5-35-17)



第23投票区

片岸集会所
(片岸町9-102-1)



(新設) 第40投票区

室浜集会所
(片岸町10-32-69)

